

(土石流被害の防止による評価)

(区分) 国補

事業名	復旧治山(通常)	事業箇所	南アルプス市 中野	地区名	市之瀬川右支流(いちのせがわうしりゅう)	事業主体	山梨県
(1)事業概要				(3)事業の妥当性評価		妥当	妥当でない
①課題・背景				①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か)		○	
<p>本計画箇所は、南アルプス市上市之瀬地区に流入する一級河川市之瀬川の右支上流に位置している。近年の集中豪雨により山腹崩壊が発生し、下流への土砂流出の恐れが高まったため、土砂流出防止対策を早急に実施し、保全対象の保護を図る必要がある。</p>				<p>・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当</p>		○	
②整備目標・効果				②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか)		○	
□主要目標		<p>○土石流被害の防止                      保全対象 人家40戸 県道1300m                      土砂整備率 (現況)76%≥70% ※                      災害実績 有 (H23年9月21日台風15号)※                      重要公共施設 有 (避難場所 楡形西小学校)※</p>		<p>・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備</p>		○	
				③経済妥当性		○	
				<p>費用便益費 便益(B)／費用(C)= 8.26 &gt; 1.0                      ・便益(B)= 834 百万円 ・費用(C)= 101 百万円</p>			
□副次目標				④事業実施・規模の妥当性		○	
				<p>・流域内は山腹崩壊が発生し、不安定土砂が堆積しており、下流へ流出する恐れがある。                      なお、砂防ダム計画はない</p>			
□副次効果		○飲雑用水の安定供給(上市之瀬地区の農業用水)		⑤整備手法の有効性		○	
				<p>・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が有効</p>			
				⑥環境負荷への配慮		○	
				<p>・切土法面は緑化し、裸地を残さない                      ・使用機械は排ガス対策型とし、環境負荷を軽減する</p>			
				⑦事業計画の熟度		○	
				<p>・地元南アルプス市より強い要望あり</p>			
				<妥当性評価>			
				<p>・7項目すべて妥当であることから、妥当と判断</p>			
(2)整備内容と整備量				(4)事業間優先度評価			
①整備内容		谷止工4基 山腹工0.05ha		<p>・貢献度ランク: a 副次効果ランク: 1 優先度評価: S I</p>			
②整備期間		平成28年度～平成30年度		(5)総合評価		○	
③総事業費		110百万円(国費 51百万円(1/2) 県費 59百万円(1/2))		<p>・(3)及び(4)の結果から「最優先」に実施</p>			
④全体計画		<p>平成28年度 谷止工 1基 山腹工A=0.05ha 30百万円                      平成29年度 谷止工 1基 30百万円                      平成30年度 谷止工 2基 50百万円</p>		【事業位置図等】			
⑤規整備内容・期間・事業費		<p>平成 8年度 谷止工 1基 47百万円                      平成 9年度 谷止工 1基 56百万円                      平成10年度 谷止工 1基 34百万円</p>		<p>省 略</p>			